

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

京都市は、京都府の南部に位置し、京都盆地の北半分、山科盆地及び丹波高原の東辺の一部からなる内陸都市である。人口は約 144 万人を有する政令指定都市であり、京都府の人口の約半分を占めている。また、市域は、東西約 29km、南北約 49km に及び、面積は約 82,783ha となっている。

中心市街地や南部地域を中心に多くの企業が集積するとともに、市内には 36 の大学・短期大学が立地している。それに伴い通勤、通学による人口移動があり、周辺都市間を結ぶ私鉄の鉄道網や市内の地下鉄、バス路線網が発達している。京都の玄関口である京都駅は、新幹線や在来線、関西空港線に接続する交通の重要な結節点であり、多くの観光客が利用している。さらに、名神高速道路や京都縦貫自動車道・第二京阪道路などの高規格幹線道路や国道 1 号・9 号・24 号などの広域幹線道路も走っている。

京都市内には、花折断層をはじめとした複数の活断層が存在しており、また、南海トラフ地震による被害も想定されている。これらの地震による被害想定では、大きな揺れによる建築物の倒壊や火災、人的、都市基盤などの被害だけでなく、地すべりや急傾斜地の崩壊、液状化など、地盤災害が発生するおそれのある箇所もある。

また、都心部及びその周縁を中心に木造密集市街地や細街路が存在し、大規模地震などの災害時には、木造建築物等の倒壊による避難や救助への支障や、延焼拡大のおそれなど、都市防災上の課題を抱えている。

1. 地域の災害等リスク

(水害)

京都市は、東に鴨川・高野川、西に桂川、南に宇治川、木津川など淀川水系を構成する河川が流れている。京都市水害ハザードマップでは、宇治川、桂川下流、木津川下流、鴨川・高野川等の流域で洪水浸水想定区域が指定されており、特に南区（鴨川、桂川の合流付近）では、想定最大規模の降雨（736 mm・24hr）の場合、最大浸水深は 7.7m と想定されている。また、50cm 以上浸水する浸水継続時間は、鴨川、桂川の合流点付近では最大で約 5 日間、宇治川、桂川の合流点付近では、最大で約 3 日間浸水が継続すると想定されている。

※最近の主な災害

平成 25 年（2013 年）9 月 平成 25 年台風第 18 号  
平成 26 年（2014 年）8 月 平成 26 年 8 月豪雨  
平成 30 年（2018 年）7 月 平成 30 年 7 月豪雨  
平成 30 年（2018 年）9 月 平成 30 年台風第 21 号

(土砂災害)

京都盆地は、北山や東山の山麓から南側に向かって形成された扇状地である。平安時代から「暴れ川」として恐れられてきた鴨川を中心とした河川の氾濫・堆積作用によってできていることから、ある限度以上の強い雨があれば、大きな土砂災害や洪水災害が起こる土地条件にある。また、市街地は山地内や山麓に沿って展開しており、斜面崩壊や土石流・地すべり等の災害の危険性があり、土砂災害警戒区域として市全域で 1,145 箇所が指定されている。

(地震)

京都市域に大きな被害が発生する花折断層、桃山～鹿ヶ谷断層、檜原～水尾断層、殿田・神吉・越畑断層を震源とした内陸型地震では、マグニチュード 6.6～7.5 が想定されている。特に花折

断層では、市街地のかなり広範囲で震度6強となり、左京区、東山区、北区、上京区、中京区、下京区、山科区の一部で震度7となることが想定される。

南海トラフ地震は市域の盆地内で概ね震度5強、山地で5弱となっており、盆地内の一部に震度6弱の発生が予測されている。

京都市全体では液状化危険度は高くないものの、桂川、宇治川、木津川の合流付近や、宇治川左岸の地域、西京区の山麓、左京区の山際等において、液状化危険度の高い地域がある。

### (その他 感染症)

平成21年のメキシコを発端とした新型インフルエンザの発生や、平成24年の中東地域等での中東呼吸器症候群(MERS)の発生など、様々な感染症の流行が繰り返されてきた。令和元年の中国・武漢を発端とする新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行に伴い、日本国内では「緊急事態宣言」の発出による行動制限が実施されたが、感染拡大の勢いは止まらず、病床や保健所等の検査体制の確保に時間を要するなど、様々な課題が顕在化した。新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生するといわれており、流行による健康被害だけでなく、企業活動など社会経済活動への影響が甚大である。

## 2. 商工業者の状況 (令和3年経済センサス活動調査 再加工 ※中小企業庁公表資料)

商工業者数	47,464
中小企業者数	47,317
小規模事業者数	40,164

## 3. これまでの取組

### (1) 京都市の取組

#### ・地域防災計画の策定

京都市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、京都市防災会議が作成するもので、京都市域における地震災害をはじめとする各種の災害予防、災害応急対策、災害復旧計画等に関する事項を定めている。

世界文化自由都市、レジリエンス、「生活者を基点に参加と協働で未来を切り拓く」との「はばたけ未来へ！京(みやこ)プラン2025」における都市経営の理念、SDGsの達成などを踏まえ、ウィズコロナ社会、アフターコロナ社会においても、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守るとともに、災害が発生した場合も被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう、災害に強い安心・安全なまちづくりを、市民と事業者、地域団体等と連携・協力しながら進めていく。

#### ・地域防災訓練の実施

京都市の各部局及び防災関係機関の連携を目的とした実働訓練と市民への防災啓発を目的とした「京都市総合防災訓練」、住民及び区役所の災害対応力向上を目的とした「区総合防災訓練」や「学区総合防災訓練」に加え、防災意識の向上を目的とした「京都市シェイクアウト訓練」など、様々な訓練を実施している。

#### ・防災・感染症等の対策備品の備蓄

防災備品や飲食料品、感染症対策物資等の備蓄を避難所単位で進めている。

#### ・感染症に関する対策

関係法令に基づき、感染症に関する行動計画を策定している。感染症の感染拡大を京都市の危機管理に関する重要課題と位置づけ、感染拡大の抑制による市民の生命及び健康の確保と生活や経済の維持に努める。

## (2) 京都商工会議所の取組

### ①事業者 BCP に関する調査・状況把握

経営経済動向調査等を通じて企業の取組状況を把握し、調査結果とともに支援施策等を紹介・周知している。

第 199 回経営経済動向調査（令和 4 年 2 月 18 日～3 月 4 日実施）

付帯調査「企業の事業継続について」

CCI-LOB0（商工会議所早期景気観測）（令和 4 年 9 月 13 日～9 月 20 日実施）

付帯調査「事業継続計画に関する調査」

第 207 回経営経済動向調査（令和 6 年 2 月 15 日～3 月 4 日実施）

付帯調査「事業継続計画（BCP）について」

### ②事業者 BCP に関する施策の周知

事業者の経営相談窓口である市内 4 カ所のビジネスサポートデスク等で国の施策チラシ等を配布し、事業者に情報提供している。

会報誌「京 Business Review」に BCP に関する情報を掲載し、会員事業者の取り組みを促している。

2018 年 11・12 月号特集（会報誌）

「災害などのリスクに備える～事業継続計画（BCP）を作成しよう！」

### ③事業者 BCP の策定を促すセミナーの実施

事業所向けの「リスクマネジメントセミナー」を開催し、「BCP 策定」に関する情報を提供している。  
リスクマネジメントセミナー

「地震災害に備える BCP（事業継続計画）策定セミナー」（令和 5 年 1 月 23 日 受講 60 名）

「判例から学ぶ安全配慮義務～労働災害と自然災害の観点から考える～」

（令和 5 年 10 月 30 日 受講 32 名）

### ④BCP 策定に関する相談対応

市内 4 カ所のビジネスサポートデスク等で事業者の相談に対応し、必要に応じて外部専門家や京都府よろず支援拠点等と連携して支援している。

経営支援員を対象に「BCP 策定支援」に関する研修を実施し、小規模事業者等の相談への対応や支援に役立てている。

経営支援員研修

「基礎からわかる事業継続計画～災害に負けない組織作り～BCP 策定のススメ」

（令和 4 年 10 月 23 日受講 29 名）

「事業継続計画（BCP）策定支援」（令和 5 年 10 月 13 日 受講 46 名）

### ⑤損保会社と連携した損害保険への加入促進

災害による休業損失を補償する日本商工会議所ビジネス総合保険の引受損保会社と連携し、同制度への加入促進に取り組んでいる。

### ⑥防災備品の備蓄

平成 31 年に策定した「京都商工会議所災害時対応マニュアル（最新は令和 6 年度版）」に基づき、非常用食料、トイレ、緊急用品等を順次備蓄している。

### ⑦京都市が実施する防災訓練への参加及び協力

京都市一斉防災行動訓練「京都市シェイクアウト訓練」にあわせて所内で一斉訓練を実施している。

京都経済センタービル内における火災、地震、その他災害の予防と人命の安全、被害の軽減等に向けての知識向上を図るため、独自の消防訓練を実施している。

災害発生時に職員等の安否が把握できるよう、安否確認システムを導入し、訓練を実施している。

**⑧被災時における小規模事業者への支援**

自然災害等で被災した小規模事業者の被害状況を把握するとともに、緊急相談窓口等を設置し、各種施策の活用等の相談に対応している。

台風 18 号（平成 25 年 9 月）	4 支部に「台風 18 号に伴う緊急相談窓口」を設置
台風 21 号（平成 30 年 9 月）	事業所等の被害状況ヒアリング調査
東日本大震災（平成 23 年 3 月）	日本商工会議所の要請により福島商工会議所へ経営支援員派遣（4 月 12 日～28 日）
熊本地震（平成 28 年 4 月）	日本商工会議所の要請により熊本商工会議所へ経営支援員派遣（6 月 13 日～17 日）
能登半島地震（令和 6 年 1 月）	日本商工会議所の要請により能登事業者支援センター（能登空港内）へ経営支援員派遣（3 月 25 日～27 日）
※その他、京都府の要請を受けて、大雨や地震等の影響に関するヒアリング調査を適宜実施	

**II 課題**

事業継続力強化計画は自然災害等による被災リスクを低減し、いち早い復旧を実現するために有効であるが、被災時のリスクに直結するだけに、策定支援には外部専門家の活用や損保会社等の協力等が不可欠である。

また、外部の専門家や支援機関と連携して支援するためには、経営支援員自身が BCP 策定に関する知識や業種に応じた策定ノウハウを理解する必要があり、経営支援員研修等を通じて事業継続に関する支援力の向上に取り組むことが求められる。

自然災害等による緊急時の対応について、京都商工会議所と京都市では、それぞれ業務継続計画や災害時対応マニュアル等を策定し、緊急時の体制構築や初動対応を定めているが、両者が相互に協力する具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

**III 目標**

- 小規模事業者に対し災害リスクや感染症等のリスクを十分に認識していただくよう、事前対策の必要性を周知する。
- 災害時等における円滑な情報共有や支援体制の構築を行うため、平時から京都商工会議所と京都市との間で災害や被害情報の共有に関する方針や具体的な手順等を策定する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標（実施期間内）

商工業者数	小規模事業者数	目 標		
		事業継続力強化計画等の事業者 BCP 策定	事業者向けセミナーの実施	経営支援員向け研修の実施
47,464	40,164	令和 6 年度 5 件	令和 6 年度 1 回	令和 6 年度 1 回
		令和 7 年度 10 件	令和 7 年度 1 回	令和 7 年度 1 回
		令和 8 年度 10 件	令和 8 年度 1 回	令和 8 年度 1 回
		令和 9 年度 10 件	令和 9 年度 1 回	令和 9 年度 1 回
		令和 10 年度 10 件	令和 10 年度 1 回	令和 10 年度 1 回
合 計		45 件	5 回	5 回

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### IV 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

#### 1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年1月1日～令和11年3月31日

#### 2. 事業継続力強化支援事業の内容

京都商工会議所と京都市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### (1) 事前の対策

平成30年に作成した京都商工会議所災害対策本部規程（平成31年改訂）や平成31年に策定した「京都商工会議所災害時対応マニュアル（最新は令和6年度版）」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組みできるようにする。

##### ①小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・経営相談窓口において、小規模事業者に対して事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定に関する指導及び助言を行う。
- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減する取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済や企業経営への甚大な影響を踏まえて、事業継続にあつての新型コロナウイルス感染症等への対応の必要性や、事業者として最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することの重要性を周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

##### ②京都商工会議所の事業継続計画の作成

- ・京都商工会議所は、平成30年に災害対策本部規程（平成31年改訂）を設けるとともに、平成31年に「京都商工会議所災害時対応マニュアル（事業継続計画）」を策定している。同マニュアルは適宜改定（最新は令和6年度版）している（別添参照）。

##### ③関係団体等との連携

- ・関係する損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とする普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・平成26年に策定された「京都BCP行動指針」を踏まえて、京都BCP推進会議に参画する京都府商工会議所連合会を通じて、京都府内の経済団体やインフラ企業等との相互連携に取り組む。
- ・令和5年に京都・大津・奈良の3商工会議所で締結した「大規模災害時等における相互協力に関する連携協定」に基づき、被災時の職員派遣や執務場所確保の円滑な実施に取り組む。

##### ④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画等の取組状況を確認する。

- ・京都商工会議所と京都市は、本計画の進捗状況の確認や改善点等に関する定期的な協議を行う。

### ⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・想定される災害の発生に備え、京都市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## (2) 発災後の対策

自然災害等の発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を確認し、関係機関に連絡する。

### ① 応急対策の実施可否の確認

- ・京都商工会議所は、職員・議員・家族・来客者等の安否確認を行うとともに、勤務可能者リストを作成する。また、災害対策本部の設置基準（震度 5 弱で自動的に立ち上げる）に基づき、同対策本部の設置の可否を判断する。災害対策本部を設置し、BCP 発動を判断した場合、48 時間以内に電話対応を復旧、72 時間以内に窓口対応の復旧にあたった上で、被害状況調査・緊急特別相談窓口を通じ被害状況を把握する。
- ・京都商工会議所と京都市は、両者が把握している被害状況を共有した上で、協議により応急対策の実施可否を判断する。

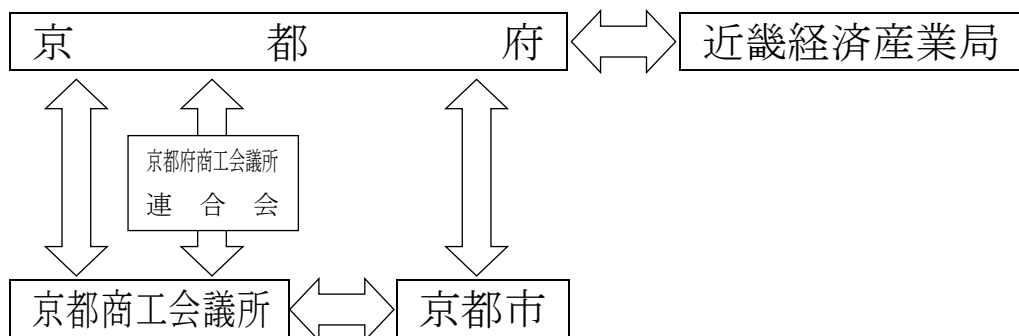
### ② 応急対策の方針決定

- ・京都商工会議所と京都市は、把握している被害状況や被害規模、応急対策の実施体制に関する情報に基づき、両者間の協議により、応急対策の方針や両者の役割分担等を決定する。
- ・本計画により、京都商工会議所と京都市は、以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に2回程度共有する
1週間～4週間	1日に1回程度共有する
4週間以降	必要に応じて共有する

## (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な把握、及び応急対策にかかる指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・両者が共有した情報は、京都府の指定する方法により、京都商工会議所または京都市より京都府へ報告する。
- ・感染症については、国や京都府の方針に基づき、京都商工会議所と京都市が共有した情報を京都府へ報告する。



#### **(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援**

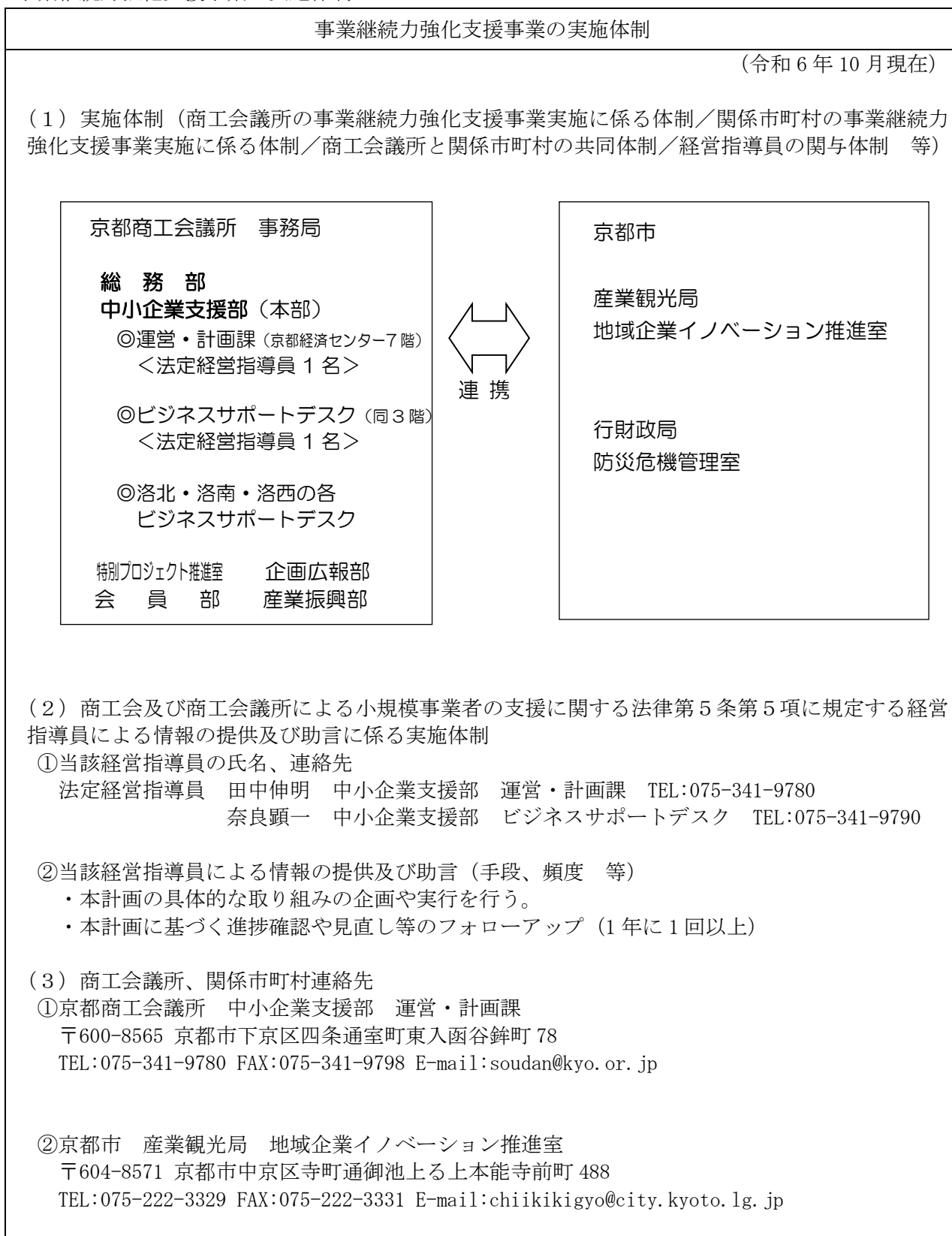
- ・ 京都商工会議所と京都市は、発生した自然災害等の程度や被害状況等を踏まえて両者間で協議し、必要に応じて緊急特別相談窓口を開設する。
- ・ 京都商工会議所は、国または京都府の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・ 相談窓口は、安全性が確認された場所に設置する。
- ・ 京都商工会議所と京都市は、地区内小規模事業者等の被害状況の把握や確認を行う。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や京都府、京都市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とする支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### **(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援**

- ・ 京都商工会議所と京都市は、国や京都府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災した小規模事業者に対して支援を行う。
- ・ 被害規模が広域あるいは甚大で、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他地域からの応援派遣等を京都府に相談する。
- ・ 関係する保険会社においては、被災した小規模事業者に対し当該保険会社に参加する損害保険の迅速な事故報告並びに保険金請求処理を行う。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制





(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	2,175	8,700	8,700	8,700	8,700
統括者人件費	1,800	7,200	7,200	7,200	7,200
セミナー	125	500	500	500	500
専門家派遣	125	500	500	500	500
施策普及費	125	500	500	500	500

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、京都市補助金、京都府補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	